

A scenic view of a traditional Japanese garden. In the foreground, a wooden bridge with a curved railing spans across a pond. A person in a blue jacket is walking on the bridge. The pond is surrounded by lush green trees and manicured bushes. In the background, a traditional Japanese building with a thatched roof is visible, nestled among more trees.

令和元年度

「地域型住宅グリーン化事業」

一般社団法人香川県総合建設センター

H30年度事業からの主な変更点

〈要件、補助額等〉

◆**省エネ改修型**を新設します

◆長寿命型、高度省エネ型のグループへの配分方式が変更されます。

- ・年度をⅠ期とⅡ期に分ける

- ・Ⅰ期(7月上旬から10月末)

 - 「グループごとの事前枠付与方式」

 - * 10月末時点で未使用の事前枠は失効します。

 - 但し、未経験工務店が活用できる配分額の一部は、残置します。

- ・Ⅱ期(11月上旬から2月上旬)

 - 「先着順方式」

H30年度事業からの主な変更点

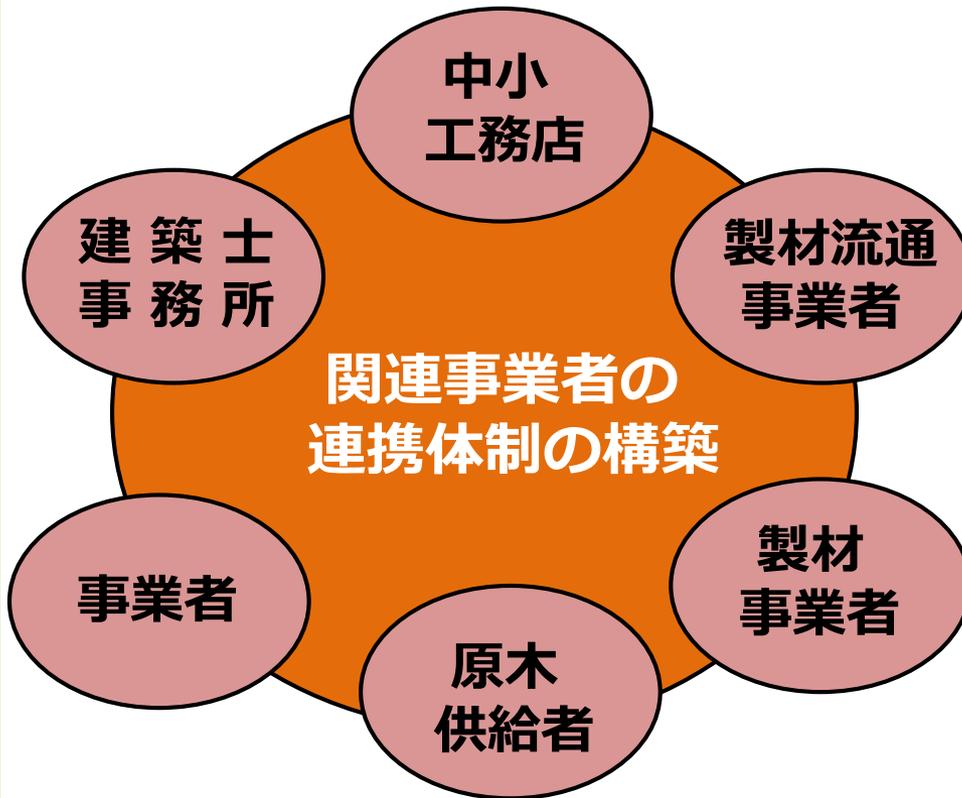
- ◆長寿命型、高度省エネ型の1社が受けられる補助金の上限金額を変更します。
- ◆ I 期(7月上旬から10月末)に未経験工務店が一定以上活用したグループは、II 期(11月上旬から2月上旬)よりグループ内全ての工務店の活用上限戸数を緩和します。

<手続き等>

- ◆支払い記録は、**領収書と送金伝票の両方の写し**が必要となります。
- ◆提出書類、様式を見直します。
- ◆長寿命型実施支援室も随時提出となります。

事業の流れ

グループの構築



共通ルールの設定

- ・ 地域型住宅の企画・仕様
- ・ 資材の供給・加工・利用
- ・ 積算・施工方法
- ・ 維持管理方法
- ・ その他、グループの取組

地域型住宅・建築物の整備

補助対象

長寿命型

長期優良住宅

高度省エネ型

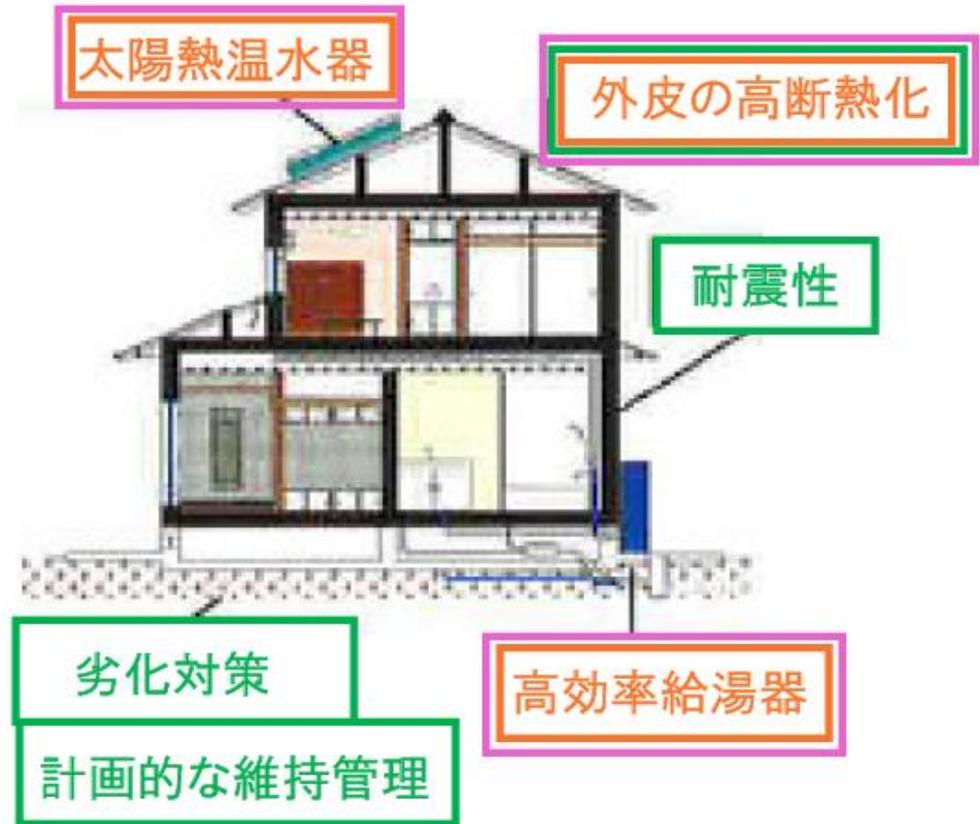
認定低炭素住宅
性能向上計画認定住宅
ゼロ・エネルギー住宅

NEW!! R1年度拡充

省エネ改修型

省エネ性能が一定程度
向上する断熱改修

補助対象(住宅)のイメージ



補助対象

優良建築物型

認定低炭素建築物など一定の良質な建築物

補助対象(建築物)のイメージ



外皮の高断熱化

1次エネルギー消費量が
基準と比べ少ない

その他一定の措置 (選択)

- ・ BEMS の導入
- ・ 節水対策
- ・ ヒートアイランド対策 等

補助額の上限

長寿命型

長期優良住宅

補助限度額
110万円/戸 ※1

高度省エネ型

認定低炭素住宅

補助限度額
110万円/戸 ※1

性能向上計画認定住宅

110万円/戸 ※1

ゼロ・エネルギー住宅

140万円/戸 ※2

※1 掛かり増し費用の1/2以内かつ補助対象経費の1/10以内
4戸以上の施工実績を有する事業者の場合、100万/戸

※2 掛かり増し費用の1/2以内かつ補助対象経費の1/10以内
4戸以上の施工実績を有する事業者の場合、125万/戸

補助額の上限

省エネ改修型

省エネ性能が一定程度向上する断熱改修 補助限度額
50万円/戸

優良建築物型

一定の良質な建築物 ※3 補助限度額
1万円 ※4/m²(床面積)

※3 認定低炭素建築物、BELS, CASBEEの
いずれかの認定や評価等を受けた建築物

※4 掛かり増し費用の1/2以内かつ補助対象経費の
1/10以内

地域材加算

◆主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する場合

地域材加算
(長寿命型・高度省エネ型)

上限20万円/1戸

※5

※5 掛かり増し費用の1/2以内
ゼロ・エネルギー住宅の改修においては、
改修した部分の主要構造材の過半

※Ⅱ期先着順方式では、**1施工事業者あたり3つの区分毎に1戸まで**加算可能

地域材加算の係かり増し費用は、通常の木材で建設する場合の工事費と、地域材を使用することによる工事費の差額のこと

三世代同居加算

◆キッチン、浴室、トイレまたは玄関のうち、いずれか2つ以上を対象住宅内に複数箇所設置する場合

三世代同居加算
(長寿命型・高度省エネ型)

上限30万円/1戸

※6

※6 掛増し費用の1/2以内

* ゼロ・エネルギー住宅の改修においては、新設により要件を満たした住宅、かつ新規設置した設備の掛かり増し費用相当額

完了実績報告時に、建築士により三世代同居対応住宅の要件に適合していることを証明していただきます →結果を提出

三世代同居加算の係かり増し費用は、設備を1か所ずつ設けた場合の工事費と、設備のいずれか2つ以上を複数箇所設置する住宅とすることによる工事費の差額のこと

《長寿命型・高度省エネ型》 事業の要件

◆次の全ての要件を満たす木造住宅

1. グループの共通ルールに則し、グループ構成員の中小住宅生産者により供給される新築であること
(ゼロ・エネルギー住宅は改修も対象)
2. 住宅省エネルギー技術講習会の修了者、または本事業で定める令和元年度に実施する講習会等の受講者である、設計者、施工管理者、大工技能者の何れかが対象住宅に係ること
3. **採択通知の日付(令和元年7月10日)以降に着工すること**
(採択日以降に撮影した着工前の敷地写真を交付申請時に提出)
4. 主要構造部に用いる木材はグループが定める地域材を使用すること

《長寿命型・高度省エネ型》 事業の要件

5. 事業の種類に応じた次の要件をみたすもの

長寿命型

長期優良住宅の認定を受けたもの

高度省エネ型
(認定低炭素住宅)

低炭素建築物の認定を受けたもの

高度省エネ型
(性能向上計画認定住宅)

性能向上計画の認定を受けたもの

高度省エネ型
(ゼロ・エネルギー住宅)

- ①一次エネルギー消費量が正味(ネット)で概ねゼロとなる住宅であるもの
- ②ZEHの外皮強化基準値以下の性能を有するもの

《省エネ改修型》 事業の要件

◆ 次の全ての要件を満たす木造住宅

1. グループの共通ルールに則し、グループ構成員の中小住宅生産者により供給される戸建て住宅の改修であること
2. 住宅省エネルギー技術講習会の修了者、または本事業で定める令和元年度に実施する講習会等の受講者である、設計者、施工管理者、大工技能者の何れかが対象住宅に係ること
3. **採択通知の日付（令和元年7月10日）以降に改修工事を開始すること**
(採択日以降に撮影した改修箇所毎の写真を交付申請時に提出)

《省エネ改修型》 事業の要件

4. 次の全てを満たすこと

i) 省エネ改修後の住宅が、建築物エネルギー消費性能基準に相当する性能（BEI 1.1相当）を有していること

- ・改修することによりBEIの値が1.1以下になる住宅
- ・改修前の住宅においても一次エネルギー消費量計算を行って頂き、BEIの値が1.1を超えていることの確認が必要です。
- ・改修前後の一次エネルギー消費量計算の内容や計画の内容等が適切であることを建築士により交付申請時や完了実績報告時に証明していただきます。
- ・既存住宅の外皮の性能は、新築時の図面等や、現地確認で把握した諸条件により計算、把握できなかった箇所については、無断熱として計算してください。

《省エネ改修型》 事業の要件

- ii) グループによる取り組みに関して次の内容を満たすこと
 - a) グループ内で、省エネ改修の施工方法等に関する共通ルールを設定すること
 - b) 省エネ改修に係る計画、省エネ計算、施工方法等を題材とした研修を行い、その結果必要に応じて共通ルールを更新すること

《省エネ改修型》 事業の留意点

- ◆ 店舗等の併用住宅は対象になりません。省エネ改修型は戸建住宅のみです。
- ◆ 外皮(窓、断熱材)は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年1月29日国土交通省告示第266号)」で定める部位別の使用基準を満たしていただきます。
- ◆ 実施する範囲は、選択したパターン工事で示す範囲とし、予定している改修工事に近いパターン工事を選択して下さい。
- ◆ 選択したパターン工事は全て実施していただきます。一部だけ実施しない場合は、補助対象となりません。

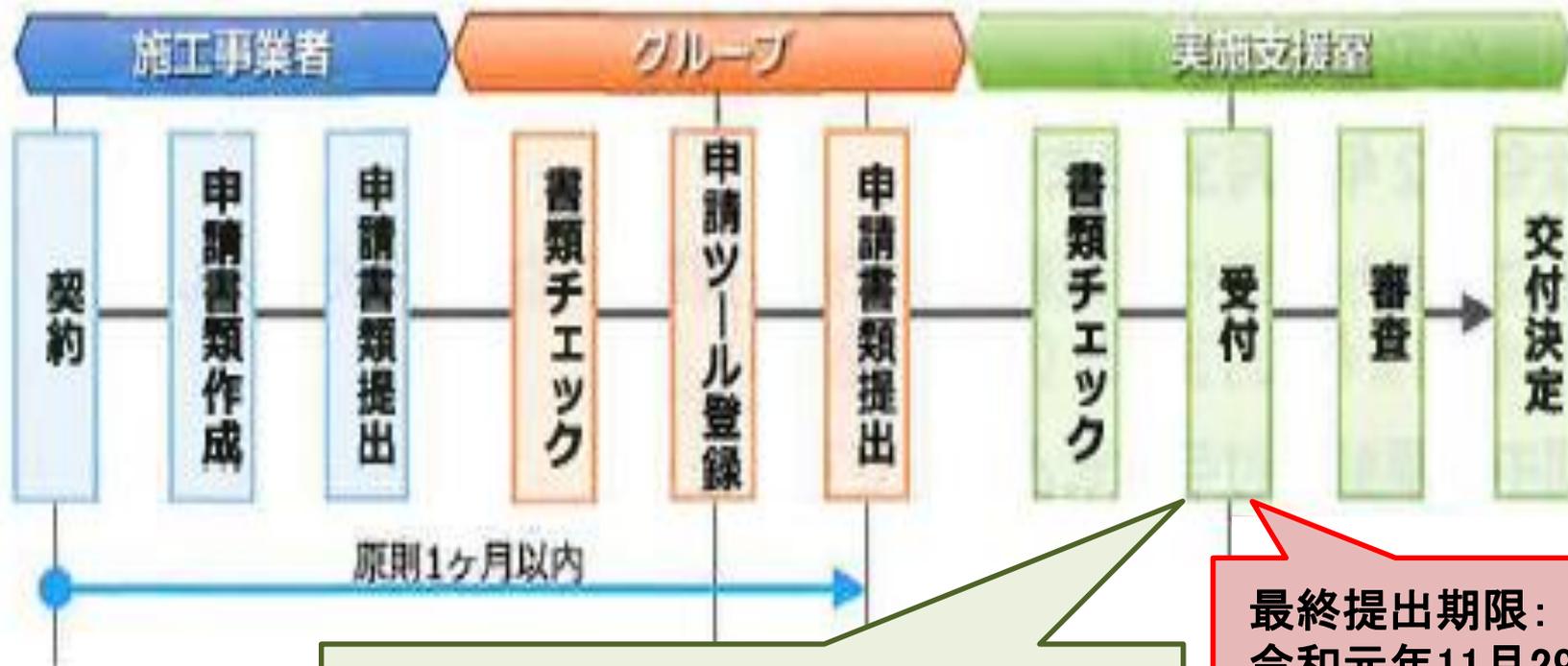
《省エネ改修型》 事業の留意点

- ◆ 次の何れかに該当する場合は、パターン工事では実施できません。補助対象工事費を積算してください。なお、いずれの場合であっても、補助対象工事費が150万円以上となる場合に限ります。
 - ・改修と同時に減築を伴う住宅
 - ・平屋建ての住宅
 - ・床面積が100㎡未満の住宅
 - ・混構造の住宅
- ◆ 補助対象工事費を積算して申請する場合は、工事請負契約書の明細が必要です。該当箇所をマーカ一等で示して下さい
- ◆ 積算して申請する場合であっても、補助対象工事費として計上できる工事は「対象工事パターン表」で示すものに限ります。

申請ツール、交付申請スケジュール



1期の事前枠付与方式について

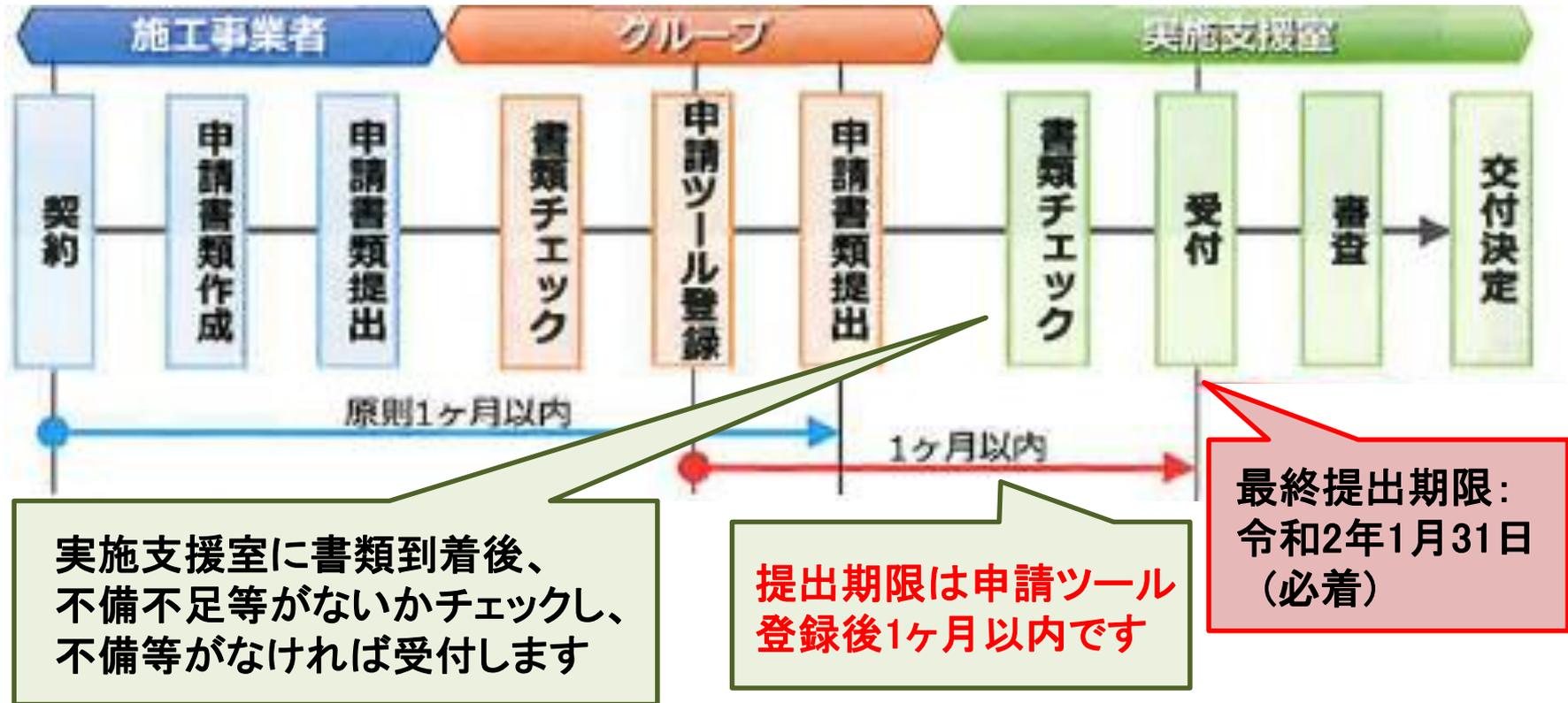


実施支援室に書類到着後、不備不足等がないかチェックし、不備等がなければ受付します

最終提出期限：
令和元年11月29日
(必着)

*** 交付申請提出後、書類不備等により令和元年11月29日までに受付とならない場合は、グループの配分額は失効となります。**

II期の先着順方式について



*** 交付申請提出後、書類不備等により1ヶ月以内(最終は令和2年1月31日)に受付とならない場合は、申請ツール登録は自動的に削除されます。**

Ⅱ期の先着順方式について

- ◆実施枠は次の区分ごとに設けます。
 - ①長寿命型
 - ②高度省エネルギー型(認定住宅)
 - ③高度省エネルギー型(ゼロエネ)
- ◆地域材加算、三世代同居加算は①～③の実施枠の予算を活用します。
- ◆地域材加算は1施工事業者あたり、区分ごとに1戸までとします。

I 期中に、Ⅱ期にわたって活用を希望する未経験工務店向けの配分額の調査を行い、未経験工務店が活用できる一定の枠をⅡ期の配分額として残置し、事前枠付与方式による交付申請を可能とします。

1社あたりの補助金の上限

	長寿命型		高度省エネ型 (合計) ※1		省エネ改修型
	3戸以下	4戸以上	3戸以下	4戸以上	—
補助金活用実績 (H27～H30)	3戸以下	4戸以上	3戸以下	4戸以上	—
上限額	550万円 (5戸相当)	500万円 (5戸相当)	420万円 (3戸相当)	375万円 (3戸相当)	100万円 (2戸相当)
三世代同居加算の適用を受ける住宅を建てる場合 ※2	770万円 (7戸相当)	700万円 (7戸相当)	560万円 (4戸相当)	500万円 (4戸相当)	—

※1 認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅・ゼロ・エネルギー住宅の合計

※2 長寿命型は2戸相当、高度省エネ型は1戸相当の額を上限額に上乘せ

1社あたりの補助金の上限(II期)

◆未経験工務店がI期中に一定以上補助金を活用したグループはII期より施工事業者1社が受けられる補助金額の上限を緩和します。

	長寿命型		高度省エネ型 (合計) ※1		省エネ改修型
	3戸以下	4戸以上	3戸以下	4戸以上	—
補助金活用実績 (H27~H30)	3戸以下	4戸以上	3戸以下	4戸以上	—
上限額	880万円 (8戸相当)	800万円 (8戸相当)	700万円 (5戸相当)	625万円 (5戸相当)	100万円 (2戸相当)
三世代同居加算の適用を受ける住宅を建てる場合 ※2	1100万円 (10戸相当)	1000万円 (10戸相当)	840万円 (6戸相当)	750万円 (6戸相当)	—

※1 ※2 は前頁と同じ

着手・着工・事業完了について

着手	令和元年度内	
着工	ゼロ・エネルギー住宅	採択通知日以降
	上記以外	採択通知日以降 かつ認定申請日以降
事業完了	完了実績報告の期限までに事業完了し、 完了実績報告書を提出する * 売買契約による住宅は、売買契約締結後に事業 完了となります。	

着手・着工・完了

◆次の「着手」「着工」「事業完了」の全てを満たす必要があります。

- ① 着手・・・令和元年度内に着手すること
 - ・ 請負契約による住宅・建築物は
平成31年4月1日～交付申請日までに契約の締結したものが対象
 - ・ 売買契約による住宅・建築物は
採択通知の日付～令和2年3月31日までに着工したものが対象

※事業完了日までに完了実績報告書が提出できるよう
着工すること

着手・着工・完了

- ② 着工・・・採択通知の日付(令和元年7月10日)以降に着工
(根切り工事や基礎杭打ち工事に着手した時点)

改修工事の開始・・・採択通知の日付(令和元年7月10日)
以降に解体・撤去の開始

※柱状改良や鋼管による地盤改良の場合は、これらの工事に着手した日を本事業の着工日とします。

※着工の際は、**長期優良住宅や認定低炭素住宅等の認定申請日以降等、対象住宅・建築物に係る関係法令も順守すること。**

着手・着工・完了

- ③ 事業完了・・・完了実績報告の期限までに事業完了（工事が完成し、契約に基づく支払いの清算が行われ、引き渡しの全てが整うこと）し、完了報告書を提出すること。
- ・売買契約による住宅は、買主が締結されないと事業完了に至りません。

採択通知の日付時点で着工(改修は改修工事の開始)していないことを確認します。**採択日以降に敷地写真(改修は改修箇所)を撮影し**交付申請時に提出。

更に売買契約の住宅は、**着工直後の敷地写真を撮影し**、完了実績報告時に提出。

写真には、**採択通知の番号を記載した看板を写しこむ**必要があります

「三世代同居対応住宅」について

対象住宅に **調理室、浴室、便所又は玄関の内
いずれか2つ以上を複数箇所設置する**

* 間取り等について補足説明を求め、三世代同居住宅と認められない場合もあります

調理室

以下の①～③をいずれも設置していること

①給排水設備と接続されたキッチン用水栓及びキッチン用シンク ※洗面器、手洗い器は不可

②コンロ又はIHクッキングヒーター(専用スペースでも可)

③キッチン用換気設備(IHの場合でも必要)

・部屋でなくてもよい

・コンロ等「設置スペース」は、シンク上面と同提訴の高さに固定された平らな面とする

・換気設備は建築基準法で定める換気量がある事

・IHの場合も換気設備を設置し、150m³/h程度以上の換気があること

「三世代同居対応住宅」について

浴室	給排水設備及び給湯器に接続された浴室又はシャワーがあり、防水の設備がされていること	3点ユニット、シャワーユニットでもよい ただし、浴室が二つある場合、脱衣所が同一の場合は1箇所とする
便所	大便器があること ※小便器のみは不可	
玄関	<ul style="list-style-type: none">・玄関ホールがある事(玄関扉と室内土間がある事)・勝手口(調理室、車庫等に直接出入りするのためのもの)や外側から施錠できない出入口(窓等)は対象外・隣接する道路からのアクセスが困難なものは不可・玄関扉の幅(寸法枠)は、原則として開き戸の場合800mm以上、引き違い戸の場合は1600mm以上とする・玄関扉が複数設置されている場合でも、内部の土間が同一である場合は、原則として1箇所とする	

「地域材」について

地域材とは、次の全てを満たす木材・木材製品

- ①都道府県により産地が証明される制度等により認証されたもの
- ②①による認証制度等はグループが適用申請書で定めたものであること
- ③原木供給者から対象住宅に納品する事業者までの全てがグループ構成員により供給されたものであること

◆地域材を証明するグループ構成員は、**認証制度等において必要かつ有効な登録・認定等を受けた事業者**により供給される必要があります。**認証制度等の要求を事前に確認**してください。

◆**地域材の供給に係った構成員、使用量、証明等は完了実績報告時に確認**します。

木材を供給の際は、地域材であること、共通ルールを満たしていることを十分に確認の上取り組んでください。

「地域材」について

地域材の産地	認証制度等の名称
香川県	香川県産木材認証制度
愛媛県	中予地域材認証制度
徳島県	徳島県木材認証制度
高知県	高知県木材トレーサビリティ制度
国産材 ・ 外材	合法木材証明制度
国産材 ・ 外材	PEFC証明制度
国産材	SGEC証明制度
国産材 ・ 外材	FSC証明制度
国産材	FIPC証明制度
国産材 ・ 外材	グリーンウッド法に基づく証明

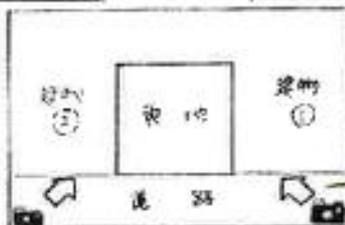
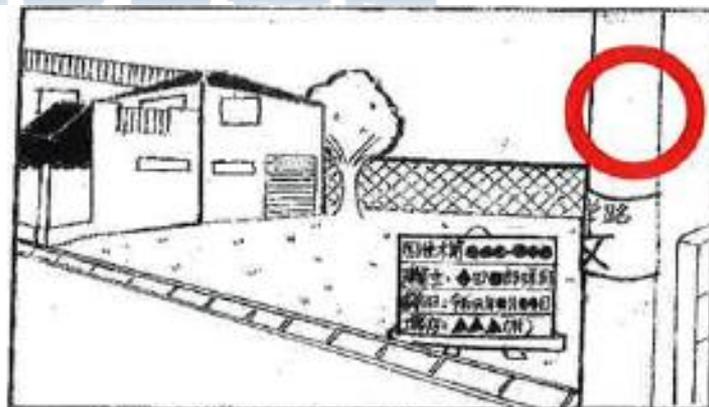
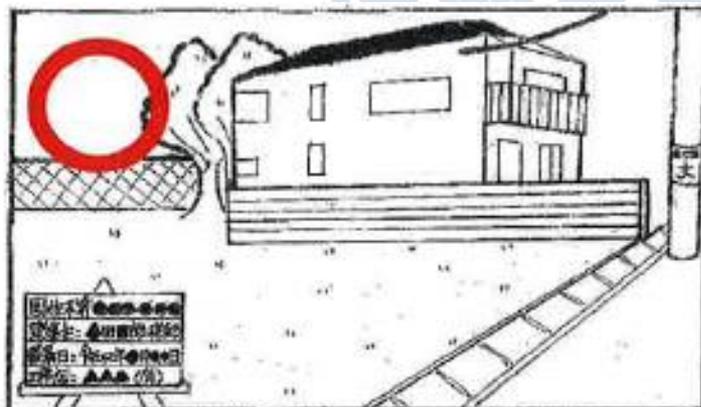
現地写真の留意事項

撮影時期		長寿命型/ 高度省エネ 型 (認定 住宅)	高度省エネ型		省エネ 改修型
			ゼロエネ 新築	ゼロエネ 改修	
着工前(新築) ★		●	●	—	—
改修前(改修) ★	外観	—	—	●	●
	改修箇所	—	—	●	●※
着工直後(新築売買) ★		●	●	—	—
要件に係わる部分	施工前	—	—	●	— ※撮影済
	施工中	—	○ 必要に応じ	●	●
	施工後	—	●	●	●
工事完了(全て)	外観	●	●	●	●
	内観	●	●	●	●
三世代同居対応住宅の要件		●	●	●	—

現地写真の留意事項

- ◆写真には「建築主名または物件名」「施工事業者名」「撮影日」が記載された看板を写しこんでください。
- ◆前頁表★の撮影時期の写真の**看板に採択通知の番号も必ず記載**してください。
- ◆電子黒板は原則として使用不可です。
- ◆写真に黒板の画像を貼り付けたり加工したもの、前記以外の写真データでは判断いたしません。
- ◆ その他、各様式の写真撮影に関する注意事項をよく確認し撮影してください。(配布資料あり)

現地写真の留意事項



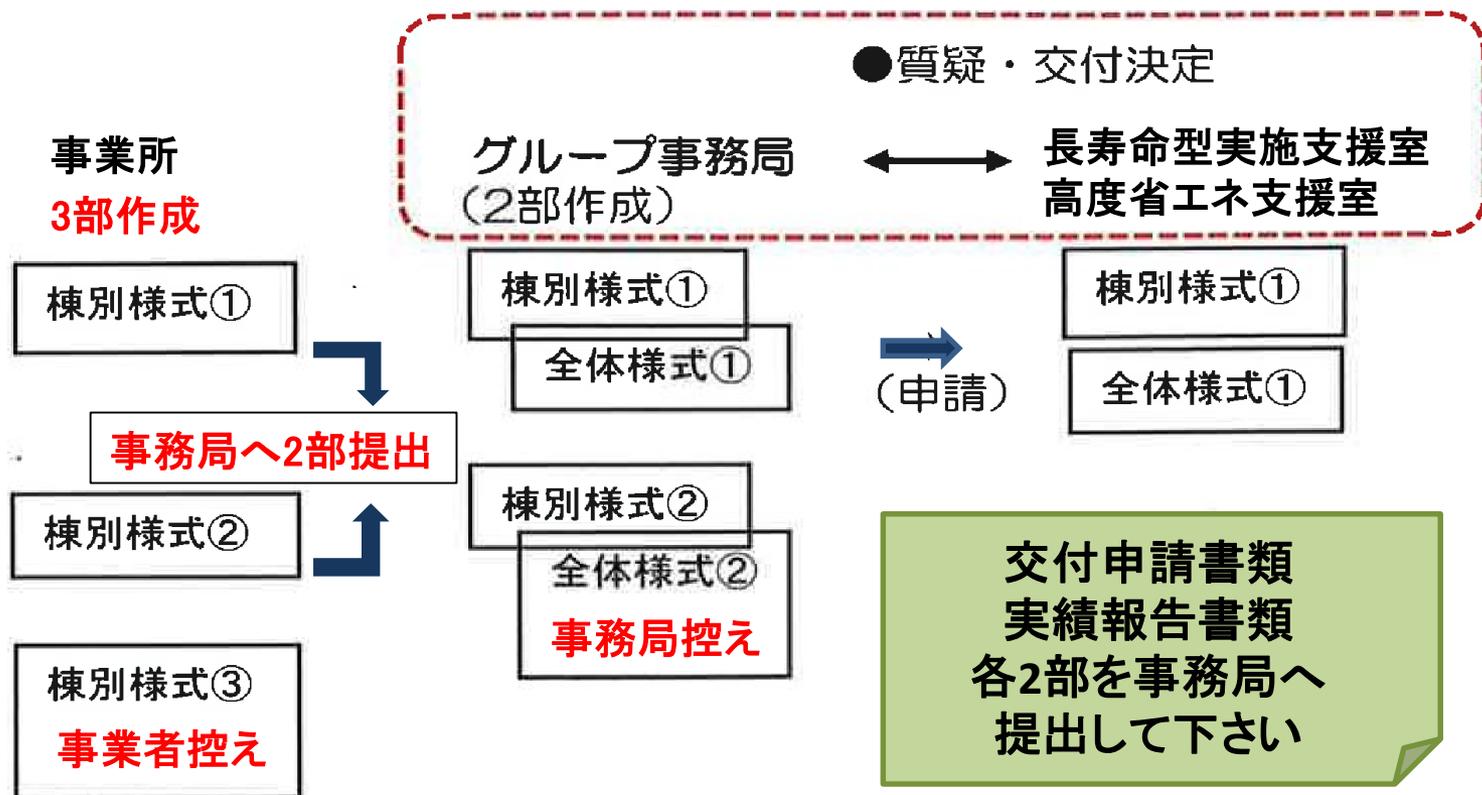
異なる2箇所から、異なる方向の周辺の建物等を写し込むことができる位置で撮影してください。



書類の提出について

支援室への提出書類

- 長寿命型、高度省エネ型の質疑審査は、事務局担当者と長寿命型実施支援室間、高度省エネ支援室間で行います。



交付申請書類提出の留意事項

- ◆ 提出いただく請負契約書は、**平成31年4月1日から交付申請日までの間に締結**されたものが対象です。
- ◆ 建設場所の記載については契約前に必ず地名地番を確認していただき、誤記入がないようにしてください。
- ◆ 契約書が連名の場合は、様式、共同事業実施規約も同様に連名としてください。
- ◆ 交付申請後に契約をやり直したり、同じ住宅で提出した契約書と異なる契約書が締結されている場合は、当該交付申請は無効、補助金の支払いはいたしません。
- ◆ 内容の変更や契約額の変更が生じる場合は、変更工事請負契約書を締結してください。

完了実績報告提出の留意事項

- ◆ 領収書の写し及び送金伝票等の両方の写しの提出が必要となります。
- ◆ 工事費の支払いは、現金手渡しではなく、金融機関等を利用する事が必須となります。

※領収書とは

領収額、発行者(受注者)、発行先(発注者)、支払日が明記され、収入印紙に貼り付け消印があり、施工事業者が建築主(売買契約による住宅は買主)に交付したもの

※送金伝票とは

金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できる通帳、払込受付書(金融機関の受付印があるもの)、払込明細書、インターネットバンキングの入出金明細照会等の写し

地域材の提出書類

対象住宅で使用した「地域材」は完了実績報告時に確認します。
地域材を扱う事業者はグループ構成員に限られます。

◆完了実績時に提出する書類

* 取り扱い事業者登録書の写し

- ・ **地域材を証明した最終の事業者**(合法木材であれば最終出荷者)のみの提出で構いません。
- ・ **木材を扱った時期や証明した時期に有効**であること

* 地域材の証明書等の写し

- ・ **施工事業者宛の証明書**です。証明する住宅の情報も明記し、発行者として押印してください。
- ・ 証明者、登録番号、日付、制度で必要とする表示事項等を記載、証明する木材(サイズ、本数、材積)を明確にしてください。

地域材の提出書類

* 木材の納品書の写し

- ・ **施工事業者宛の証明書**です。証明する住宅の情報も明記し、発行者として押印してください。
- ・ 柱・梁・桁・土台の全数を提出してください。
- ・ 共通ルールを満たしていることが確認できるよう部位ごとに集計してください。
- ・ 納品する木材(サイズ、本数、材積)を明確にしてください。

* 木拾表

- ・ 納品書等において使用部位ごとに集計されている場合は木拾表の作成は不要です。
- ・ 木拾表を作成する際は、地域材の証明書等、納品書の木材の内訳(サイズ、本数、材積)を整合させてください。

他の補助事業との併用

- ◆国が実施する他の補助事業(国費が含まれ事業を含む)と併用することは原則できません。地方公共団体が実施する補助事業についても、国費が含まれている場合があります。

 - ◆次の事業とは一切の併用はできません。
 - 《新築》① ZEH支援事業
 - ② ZEH + 実証事業
 - ③ **次世代住宅ポイント制度**
 - ④ 住宅・建築物の建設に関する都道府県からの補助(国庫補助が含まれているもの)のうち補助対象が本事業と重複するもの
 - ⑤ 同一の住宅を本事業の複数の事業の種類に申請すること
 - 《新築》① 長期優良住宅リフォーム事業
 - ② 住宅・建築物の建設に関する都道府県からの補助(国庫補助が含まれているもの)のうち補助対象が本事業と重複するもの
-
- ◆補助金を併用する際は、本事業の補助対象となる経費から、当該補助事業の補助金を除いた額で補助金を算出します。

一般社団法人香川県総合建設センターHP

一般社団法人

香川県総合建設センター

お問い合わせはこちら

☎ 087-862-3691

月～金 9:00～17:00

香川県総合建設センター

[入会案内](#)

[センター概要](#)

[会員特典](#)

[災害協定](#)

[工務店サポート事業](#)

[耐震・住宅リフォーム相談窓口](#)

[各種講習会](#)

[取扱共済制度](#)

[🔴 トップページ](#)

[🟢 アクセス](#)

[🟢 リンク](#)

[🟢 お問い合わせ](#)

当センターは、
会員企業様の飛躍のために、
そして建設業界の発展のために、
総合的なサポートをおこなっています。

こちらより
お入り下さい

INFORMATION

[総合建設センター](#)

[グリーン化事業](#)

[労働保険事務組合](#)

[建設国保組合](#)

グリーン化事業

2019.07.16 **重要New** [最終説明会のお知らせ](#)

2019.07.16 **お知らせNew** 令和元年度 グリーン化事業、両グループとも採択されました